

後見センターレポート

vol.23 (令和2年7月)



かーくん

後見人の「裁量」について考えてみましょう

後見人の「裁量」って何？

後見人は、本人の財産管理や身上保護に関する事務を行うに当たって、法律の規定等に従うほか、本人の意思、心身の状態、生活の状況等を踏まえて、本人の利益となるように事務を行う必要があります（民法858条）。ただし、後見人が事務を行うに当たり、本人の利益となり得る方法が1つであるとは限りません。数ある選択肢のうち、どの方法を選ぶかは、後見人が最終的に責任をもって判断すべきことです。その意味で、**後見人には、後見事務を行うに当たって、かなり広い「裁量」がある**ということが出来ます。後見人が「裁量」の範囲内で行う選択について、裁判所が横から「相当ではない。」とか「もっとこうの方がいい。」などと口出しをすることはありません。

他方で、**後見人が本人の利益を害するような事務を行った場合は、「裁量」の範囲外である**として是正を求められ、場合によっては後見人を解任されたり、法的責任を追及されたりすることもあります（以上のことは、狭い意味での後見人だけではなく、保佐人、補助人又は任意後見人が本人のための事務を行う場合についても当てはまります。）。

どこまでが「裁量」の範囲内？

「本人の利益を害するような事務を行った場合は、『裁量』の範囲外である」とはいつでも、具体的にどこまでが後見人の「裁量」の範囲内といえるかは、一律に決まるものではなく、事案ごとの個別・具体的な事情によって異なります。

そのため、この点についての一般的な説明はできませんが、ここでは、いくつかの具体例を挙げて、「裁量」の範囲に関する裁判所の考え方的一端を示してみたいと思います。

例1 台風の影響で、本人の自宅敷地内の倉庫の外壁が剥がれ落ちた。このままだと崩れる可能性があるので、倉庫を取り壊したいが、取壊しの費用は35万円である。

本人の財産管理上、倉庫の取壊しが必要であることは明らかです。金額的にも必ずしも高額とはいえず、「裁量」の範囲内と考えて問題ありません（定期報告時に、裏付け資料とともに裁判所にご報告いただければ結構です。なお、支出金額が50万円以上となる場合には、連絡票を使用して、裁判所に事前のご連絡をお願いします。）。

例2 本人は、これまで自宅で介護を受けてきたが、今後、本人の財産から一時入所金を支払い、本人を施設に入所させたい。本人は、それなりの流動資産を有しているが、一時入所金は300万円、月額料金は20万円となる見込みである。

本人にとって、相応の費用を要する施設への入所が現時点で必要か否か、また、適切か否かについては、見方によっては、いろいろと議論の余地がありそうです。しかしながら、こうした点こそ、正しく後見人が責任をもって判断すべき事項であるということが出来ます。したがって、後見人の「裁量」の範囲内と考えてよいと思われま

す（ただし、この事案では、支出金額も比較的高額な上に、施設入所自体は、本人の身上に相応の変動を伴うものであることから、裁判所に事前のご連絡をお願いします。）。

例3 本人の夫から、本人の夫が所有する自動車の車検費用12万円を、本人の財産から払ってほしいと言われている。この自動車は、本人の外出時に必要不可欠なものである。本人の夫は、年金収入で他の家族を養っており、余裕がない。したがって、本人の財産より車検費用全額を負担したい。

一見すると、本人の財産を他人の利益のために支出しているのではないかとと思われるような事案です。後見人が本人の財産を他人の利益のために支出したとすれば、そのような支出は「裁量」の範囲外となるでしょう。ただし、この事案のような実情が認められる場合に、本人の夫が所有する自動車の車検費用を本人の財産から全額拠出することは、本人と夫との間の夫婦間の扶助義務（民法752条）の範囲内でもあり、また、本人にとって必要不可欠な交通手段の確保という意味では、本人の利益にもなる支出といえます。したがって、結論として、後見人の「裁量」の範囲内と考えられます。

もっとも、こうした事例では、本人の財産を他人の利益のために支出しているとみられる面があることから、当該支出がどのような理由で本人の利益のための支出といえるのかを事前によく検討した上で、定期報告時の後見等事務報告書等に記載するなどして、裁判所にきちんと説明できるようにしておかなければいけません。

例4 現在施設に入所中の本人は預貯金が乏しく、本人の施設費は本人の親類が負担している。今般、本人の親類の経営会社が資金の借入を要する状況となった。親類の会社を存続させ、親類が引き続き本人の施設費を支払うことができるよう、会社の借入れに際し、本人所有の不動産に会社のための抵当権を設定したい。

本人にとって第三者である会社の借入れのために、本人所有の不動産の処分行為（抵当権設定）を行うものであり、第三者の利益のために本人の財産をリスクにさらすものとして、通常は「裁量」の範囲内とはいえない難しいものと思われます。当該会社の経営者個人が本人の施設費の負担者であるからといって、事情は変わりません。施設費について当該会社の経営者個人を頼りにできなくなったのであれば、本人自身の流動資産の確保を目的とした別途の手段を検討すべきものと思われます。

終わりに

後見人にはかなり広い「裁量」がある一方で、その限界がどのあたりにあるのかということ、具体例を通じて多少なりともイメージしていただけたら幸いです。

後見事務を行う過程で、検討中の方針が「裁量」の範囲内といえるかどうか分からない場合には、検討中の方針の内容を具体的に示した上で、裁判所までご連絡ください。なお、後見人の「裁量」については、後見センターレポート vol.16（平成30年1月）も併せてご参照ください。

また、後見人としてそもそもどのような選択肢があるのか分からない場合や、どの方針を選ぶべきか迷った場合などは、お近くの成年後見制度推進機関（社会福祉協議会等）や、専門職（弁護士、司法書士等）にご相談ください。